

## 平成28年度 京都市立深草中学校「学校いじめ防止基本方針」

### 1 総則

#### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

#### (2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

### 2 基本的施策

#### (1) 学校におけるいじめ防止

- ・授業改善の充実
- ・道徳教育の充実
- ・体験活動の充実
- ・生徒が自主的に行う活動の支援
- ・生徒や保護者に対する啓発
- ・その他（アンケート実施等による情報収集）

#### (2) いじめの早期発見のための措置

- ・日常の生徒観察や隨時行う教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換など、あらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、そ

の情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。

- ・日常の生徒観察に加えいじめに関するアンケート、クラスマネジメントシート(わたしのクラスアンケート　わたしの毎日アンケート)を年間に複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常的に行う随時の教育相談はもちろんのこと、年2回教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等の、生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用した面談の中で、生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

#### (3) 教職員の資質向上

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。

#### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。

P T A活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

### 3 いじめの防止等に関する措置

#### (1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

##### **いじめ対策委員会**

[実施予定] 月1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

[構成員] 校長　　教頭　　生徒指導主事　　補導主任　　各学年主任

　　生徒会指導主任　　生活指導チーフ　　部活動指導チーフ　　養護教諭

　　教育相談主任　スクールカウンセラー

## **生徒指導補導部会**

[実施予定] 週 1 回

[構成員] 校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 各学年補導係

※定例の生活補導部会の他に、必要に応じて当該学年の教員が加わる拡大生指補導部会をもつ。

### **(2) いじめに対する措置**

- ・初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

### **4 重大事態への対処**

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

## 組織的ないじめ対応の流れ

### いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- 生命尊重と人権尊重の態度の育成
- 生徒会活動を通じた自己指導力の育成
- 非行防止教室等の実施
- 家庭・地域・関係機関との連携強化

### いじめの情報



### 情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める
- いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める



### 指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む  
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

連携

関係機関



### 子どもへの指導・支援

- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人々等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

### 保護者と連携する

- 学級担任等つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

### 今後の対応

- 継続的な指導や支援を行う
- スクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアを行う

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「いじめ対策委員会」でより適切に対応

- 常に状況把握に努める